

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報（7月17日現在）

【ポイント】

●報道によれば、アルゼンチン国内では119,301名（昨日から4,518名増。アルゼンチンにおける一日の新規感染者数としては過去最多）の累計感染者数、うち2,178名の累計死亡者数、49,780名の累計治癒数が報告されています。

●なお、当国に居住、または短期的に滞在している方を対象とした、全国強制隔離措置（以下「強制隔離と記載」）は、本17日、フェルナンデス大統領によって8月2日（日）まで延長されることが正式に発表されました（具体的な措置については、今後公布される必要緊急大統領令で明らかになります）。また、非居住者の方々の入国の禁止も同日まで継続されるものとみられます。

●アルゼンチンの感染症危険レベルは、5月22日から、レベル3（渡航は止めてください（渡航中止勧告））に引き上げられており、大使館では、アルゼンチンに滞在中の方を対象に所在調査を進めております。在留届、たびレジの登録情報の更新にご協力をお願いします。

https://www.ar.embjapan.go.jp/itpr_ja/kyoryokuirai.html

【本文】

1 報道によれば、アルゼンチン国内では119,301名（昨日から4,518名増。アルゼンチンにおける一日の新規感染者数としては過去最多）の累計感染者数、うち2,178名の累計死亡者数、49,780名の累計治癒数が報告されています。

2 強制隔離関連

（1）強制隔離措置の8月2日（日）までの延長発表

ア 本17日、フェルナンデス大統領は、強制隔離の新たな延長を発表しました（今回で8回目の延長となります）。今次延長は7月18日から8月2日までとなり、この期間中に、段階的に「通常の生活」に戻すことを目指します。その一方で大統領は、「もし、（現行のより厳しい措置に）戻る必要があるなら、我々は戻るだろう」と警告しつつ、国民も社会的な責任を果たすよう呼びかけました。

同大統領発表には、キシロフ・ブエノスアイレス州知事及びラレタ・ブエノスアイレス市長が同席し、更に、感染が拡大している諸州を代表してカレラス・リオネグロ州知事、カピタニッチ・チャコ州知事、モラレス・フアイ州知事がバーチャルで同席しました。

イ 同発表の中で、フェルナンデス大統領は、近隣国の感染状況と垂の状況を比較しつつ、これまでのアルゼンチン国民の努力が無駄ではなかったことを強調した上で、欧州とは違い、当初懸念していた医療崩壊が起こっていないことを成果として挙げています。

他方で、まだ危機を克服したとは言いがたく、潜在的な脅威はブエノスアイレス首都圏（AMB A）のみならずいかなる地域にも存在するとして、最大限の注意をする必要があると述べました。なお、新たな延長期間における措置の詳細については、今後公布される予定の必要緊急大統領令（DNU）にて明らかになる予定です。

ウ ラタ市長は、ブエノスアイレス市においては、段階的に緩和の措置を講じると述べ、その後行われた市の記者会見において、以下（２）の具体的措置について発表しました。

一方、ブエノスアイレス州では、基本的に７月１日以前と同様のスキームに戻る予定とキシロフ知事が表明しました。ＡＭＢＡを構成する州内４０市では、ほぼ完全に商業施設と産業活動が再開される見込みである一方で、公共交通機関の利用は、市内と同様に引き続き必要不可欠な活動・サービスに従事する労働者に制限されます。なお、感染が落ち着いている州の内陸部の地域ではそれぞれの段階に応じて、さらなる再開計画が適用される予定とのことでした。

（２）ブエノスアイレス市の具体的措置

ア 大統領発表後の同日１７時過ぎから、ラタ市長は記者会見を行い、強制隔離措置緩和のスケジュールを発表しました。会見では直近２５日間の１日あたりの新規感染者数が９００～１０００人でほぼ一定していることや、DetecArプログラムによる検査実施を拡大・継続していく旨説明しました。また、社会的距離の確保や手洗いの実施等の市民の責任、衛生基準の遵守を強調しつつ、市民に対し更なる協力を要請しています。

イ ブエノスアイレス市における今後の強制隔離緩和のスケジュールは以下のとおり（右は、同市ウェブサイトに掲載されています）。なお、公共交通機関の利用は、引き続き必要不可欠な活動・サービスに従事する労働者に制限されます。

（ア）７月２０日（月）

- ・小売業：近隣商業施設やギャラリー（衣料品及び履物は除く）。身分証明書（ＤＮＩ）の末尾番号偶数者は偶数日、奇数者は奇数日利用可。
- ・レストラン等：持ち帰り
- ・教育機関の運営管理
- ・個人の運動：１８時から１０時。ＤＮＩの末尾番号で偶数日と奇数日に対応。２人まで。社会的距離は２メートル。走っている人以外は口を覆う。広場の運動器具は使用禁止。車や公共交通機関での運動場所への移動は禁止。公園や広場近くでは交通制限あり。

- ・公証人
- ・音楽のストリーミング配信

（イ）７月２１日（火）

- ・年少者の気分転換のための外出：火曜日、木曜日、土曜日、日曜日の１０時から１８時まで。ＤＮＩ番号による制限はなし。自宅から５００メートルの範囲内。６歳以上はマスクの使用。社会的距離を保つ。一日あたり最大６０分。
- ・公園及び広場の開放：滞在は不可（通り抜けのみ）、遊具や運動器具の使用は不可。

（ウ）７月２２日（水）

- ・小売業：衣料品及び履物販売の追加（ＤＮＩ番号末尾による対応は継続）。
- ・礼拝：管理業務、オンラインでの配信、個人のお祈り（場所の広さによる制限あり）。
- ・洗車。
- ・犬の散歩業者。

・おもちゃ。

(工) 7月25日(土)

・引越(ただし、週末のみ)。

(オ) 7月27日(月)

・年少者とのレクリエーションのための外出：毎日10時から18時までに延長。1日1時間まで。

・弁護士。

・アートギャラリー(順番性)。

(カ) 7月29日(水)

・美容院、脱毛、マニキュア、ペディキュア。

・心理学者。

・教育心理学者。

・作業療法士。

・神経発達障害者と高齢者のための運動科学者。

・自閉症スペクトラム障害者のための言語病理学者。

(キ) 8月3日(月)

・交通量の多い通りの近隣商業施設(衣料品、履物店も含む。ただし、日毎にDNI番号で制限。

Liniers、Retiro、Constitución、Calle Avellaneda、Onceなどのターミナル地点は含まない)

3 所在調査及び在留届情報の更新のお願い

大使館では、感染症危険レベル3：渡航は止めてください(渡航中止勧告)への引き上げも踏まえ、現在アルゼンチンに滞在しておられる方々を可能な限り正確に把握するため、在留届を提出されている方には、登録情報のご確認を、「たびレジ」登録をし、実際に滞在されていない方、または、既に在留届を提出されている方におかれましては、たびレジ情報の「削除」をお願いしております。

詳細は「【所在調査ご協力】アルゼンチンに在留届の提出、たびレジの登録をされている皆様へ!」をご参照ください。https://www.ar.embjapan.go.jp/itpr_ja/kyoryokuirai.html (以上)